

8章

推進方策

8 | 推進方策

景観形成の取り組みを推進し、その実効性を高めるためには、関連する計画や施策と連携を図り、区および区民や事業者などとの適切な役割分担のもと、景観形成の仕組みや体制を構築し、総合的に景観形成を進めることが重要となります。

8.1 景観形成の取り組み体制

8.1.1 区民・事業者・区の役割

景観とは、私たちが日頃目にする全ての眺めです。公共空間だけでなく区民や事業者などが所有する空間も、板橋区の景観を形成している大切な要素です。美しい景観まちづくりにおいては、区民・事業者などの参加と協力が不可欠だと考えています。

そのためには、区民・事業者・区が次に示すような役割を認識し、ともに行動していくことが大切です。

(1) 区民の役割

- 地域の身近な景観まちづくりの推進
- 地域の景観まちづくりや活動の場への積極的な参画
- 話し合って決められた景観形成のルールの遵守
- 区と協働した景観まちづくりの実践

(2) 事業者などの役割

- 地域の身近な景観まちづくりの推進
- 開発事業等における景観形成基準等への適合や率先した良好な景観整備
- ボランティアなどによる区民や区と連携した景観形成の実践

(3) 区の役割

- 景観計画の推進・拡充
- 届出制度による建築行為等の規制誘導
- 景観計画に基づく景観まちづくりの達成状況・効果の把握及び検証
- 区民等の景観まちづくりへの参画の場の創出
- 景観まちづくり活動の情報提供及び活動支援
- 区民等の景観に対する意識啓発
- 公共建築物整備等における先導的な景観整備
- 景観まちづくりを担う区民やNPOなどの人材育成
- 板橋区の地域特性を踏まえた屋外広告物に関する詳細なルールの制定
- 国・東京都等の関係機関との連携

8.1.2 推進の仕組みと体制

良好な景観形成の推進に当たっては、区民、事業者及び区が、それぞれの役割を踏まえた体制を整え、連携することが必要です。

このため、庁内の推進体制を整えるとともに、景観に関する専門的な意見を聴くための付属機関である景観審議会の設置や、届出制度を効果的に運用していくための事前協議制度等の導入を進めていきます。

(1) 景観審議会

景観審議会は、景観に関わる幅広い分野の学識経験者と区民により構成し、景観計画の変更や見直しに関わる審議、届出制度の運用に関わる意見など、区の良い景観の形成に関する事項について広く審議します。

なお、景観審議会は、主に次のような役割を担います。

- 景観計画の変更や見直し、進捗状況の確認
- 届出制度における、景観法に基づく勧告、命令等に対する意見
- 景観重要公共施設、景観重要建造物・樹木の指定に対する意見
- その他、景観形成に関して必要な事項

(2) 景観アドバイザー

建築行為、開発行為等を良好な街並みへ誘導するためには、専門的知見を踏まえることが不可欠です。

景観アドバイザーは、届出制度の事前協議等において、区が建築計画等に対する具体的な助言・指導を行う際に、区に対して専門的な助言を行います。

(3) 事前協議制度の活用

景観法に基づく「届出制度」により、建築物等について効果的に誘導していくため、早い段階からきめ細かい助言・指導が可能となるよう、板橋区景観条例において事前協議を位置づけます。

また、区の助言・指導に当たっては、景観アドバイザーの助言を活用するとともに、勧告、命令を行う際の基準の解釈や適用除外などについて、景観審議会の意見を聴き、届出制度を適切に運用します。

8.2 区民・事業者などによる景観まちづくりの取り組みの支援

8.2.1 区全域を対象とした景観まちづくりの支援

(1) 景観活動の優良企業や活動の表彰

区内において、良好な景観の形成に寄与している建築物やまちづくり活動などを対象に、所有者、設計者や活動自体を表彰する制度を整備し、景観まちづくりに対する区民の意識の高揚を図ります。

(2) 景観教育の普及

緑のカーテン体験学習などを通じ、区内の小中学校を中心に景観教育の普及を図ります。

また、景観に関連するイベントの実施や区民講座の開設など、景観について学習できる機会の拡大を図ります。

8.2.2 地区単位の景観まちづくりの支援

(1) 景観まちづくり団体の認定・支援

地域住民の多数に支持されている、積極的に景観まちづくり活動を行っている団体を、景観まちづくり団体として認定します。

景観まちづくり団体として認定された団体に対しては、良好な景観形成をするための情報提供や場の提供などの支援をします。そのほか、活動経費の一部の助成についても検討していきます。

また、景観まちづくり団体から区に対して、景観まちづくりに関する提案をすることも可能となります。

(2) 景観形成重点地区指定等への支援（コンサルタント派遣 等）

地区の特性を生かした景観まちづくりを進めるために、地域に専門のコンサルタントを派遣するほか、景観形成に対する意識啓発・情報提供を行い、区民・事業者等による景観まちづくりの取り組みを支援します。

(3) 地域デザイン指針の策定

地域住民や事業者などによる、地域の特性を生かした良好な景観形成を促すため、景観まちづくり推進団体や地元町会等の地域活動団体と連携しながら、地域の景観特性や望ましい景観形成の方向性、ルール等を定めた地域デザイン指針の策定を図ります。

(4) 景観協定の認可

住民自らが、地域の良好な景観形成を図るために、土地所有者等の全員の合意により、景観形成に必要な事項について自主的に締結した協定を景観協定として認可します。

景観協定では、景観計画区域や景観地区において定めることができない、例えば商業地におけるショーウィンドウやワゴンなどのソフトな事項についてまで、自主的な規制を行うことができます。

8.2.3 景観資源の活用・保全

(1) 全区的な景観資源の発掘と情報提供

大切にしたい身近な景観や地域のシンボルとなる建造物・樹木を住民が推薦することができる(仮称)板橋 100 景推薦制度を導入します。

さらに、(仮称)板橋区景観写真コンテストを開催し、区内の良好な景観資源等の写真を幅広く募集するとともに、応募写真や推薦制度で推薦された景観資源を(仮称)板橋 100 景として登録します。

(仮称)板橋区景観写真コンテストに応募された景観資源や(仮称)板橋 100 景として登録された景観資源については、定期的に写真展等の開催や区民への情報提供を行います。

(2) 景観資源の保全

特に重要な景観資源については、所有者及び関係機関の意向を踏まえ、景観重要建造物・景観重要樹木制度、文化財制度等の有効な保全制度の活用を通じて、区民が大切にしている景観を守り育てていきます。

(3) 景観資源を核とした地区的な取り組みの推進

特に住民から景観資源の推薦があった地区、良好な景観資源が多数集積している地区では、景観重要建造物・景観重要樹木制度の活用等による景観資源の保全・活用、景観資源を生かした街並みづくりを支援します。

8.3 今後の景観づくりの進め方

8.3.1 景観計画の見直しと拡充

社会経済情勢の変化や上位・関連計画の改定など、必要に応じて景観計画や景観条例の見直し、拡充を図ります。

また、景観審議会において、景観計画の運用状況や景観まちづくり施策の進捗状況を検証し、届出制度の改善や景観形成の取り組みの拡充など、より実効性の高い取り組みを推進していきます。

8.3.2 景観形成重点地区の拡充

地域特性を生かした良好な景観形成を図るために、景観形成重点地区の拡充を図ります。

特に、地域住民の景観づくりへの自主的な取り組みの受け皿となるよう、景観条例において景観計画の提案制度等の枠組みを整え、地域住民の主体的な発意に基づく、景観形成重点地区指定を進めていきます。

また、景観形成重点地区の取り組みを更に発展させ、地区計画や景観地区等の取り組みへと展開していきます。

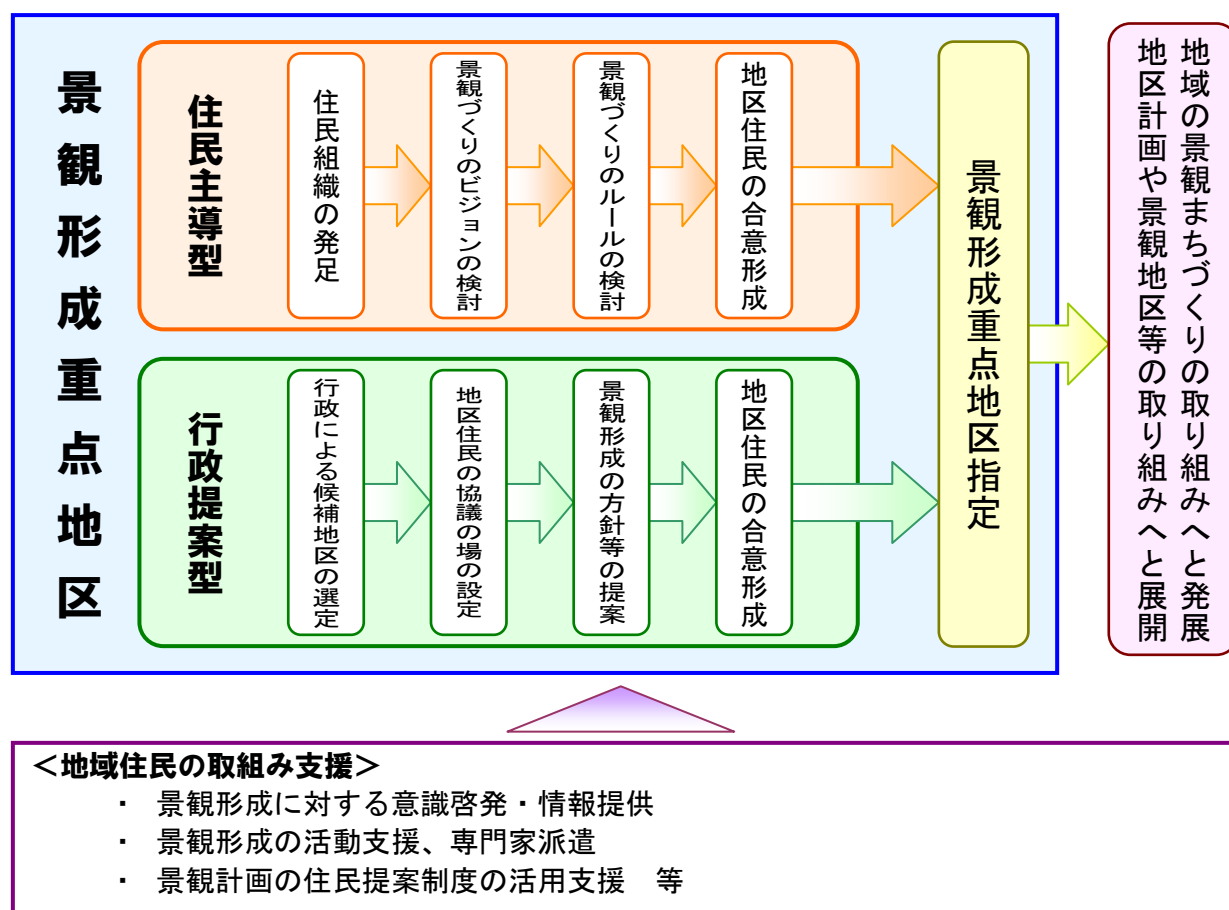


図 8-1 景観形成重点地区の拡充

8.3.3 板橋区の地域特性を踏まえた屋外広告物に関するルールの制定

板橋区内の屋外広告物については、現在、東京都が定める屋外広告物条例に従い設置・掲出されています。本計画においても、6章に示すように、一般地域においては屋外広告物の表示・掲出に関する配慮事項、景観形成重点地区についてはその基準を定めていますが、大きさや形状などを詳細に規定するものとはなっていません。

今後は、区内の屋外広告物の現状を調査した上で、屋外広告物に関する詳細なルールの検討、ガイドラインの策定を行い、良好な景観の形成を推進します。

8.3.4 景観重要建造物・景観重要樹木の指定の推進

景観重要建造物・景観重要樹木の指定を推進するために、税制の優遇や維持管理費用の助成などの所有者への支援策の整備を進めていきます。

また、大切にしたい身近な景観や地域のシンボルとなる建造物・樹木について、住民による推薦制度を導入し、区民が大切にしている景観を守り育てていきます。

なお、景観重要建造物・樹木に対しては、国土交通省などの支援事業(参考-7を参照)の活用を検討し、所有者による保全活用やこれらを生かした景観まちづくりの支援を行います。

8.3.5 景観重要公共施設を軸・拠点とした景観形成

景観重要公共施設として、区・東京都・国などが率先して景観特性に配慮した整備を行う道路や河川、公園といった公共施設を定めることを検討します。

また、本区の景観の骨格となる景観重要公共施設を軸や拠点として、良好な景観の形成を進めていきます。

なお、景観重要公共施設に指定された公共施設については、国土交通省などの関連事業(参考-8を参照)の活用を通じて、良好な景観形成を推進します。

8.3.6 景観に配慮した公共建築物の整備

公共建築物においては、届出の対象となる建築物等の規範となるよう、景観に配慮した施設整備を進めていきます。

また、整備に当たっては、公共建築物の整備主体により、異なる方向性による施設整備とならないよう、公共施設整備景観ガイドラインを策定し、統一した考えのもと、良好な景観の形成に資する施設整備を進めていきます。

8.3.7 景観計画に基づく景観まちづくりの達成状況・効果の把握及び検証

景観計画に基づく届出制度の協議経緯や景観重要建造物、景観重要樹木、景観形成重点地区等の指定・運用状況を蓄積・整理するとともに、取り組みの効果を把握・検証し、必要に応じた見直しを行っていきます。

また、区内における主要な眺望点を設定するなど、定点観測等により、板橋区の景観の経年変化を把握・評価することで、景観計画の見直しや景観形成重点地区の拡充を効果的に実施していきます。